

平成30年3月市議会定例会提出予定案件

(議案)

- 1 茨木市教育委員会委員任命につき同意を求めることについて
- 2 茨木市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正について
- 3 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 4 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 5 茨木市職員退職手当条例等の一部改正について
- 6 茨木市個人情報保護条例及び茨木市情報公開条例の一部改正について
- 7 茨木市立コミュニティセンター条例等の一部改正について
- 8 茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例の制定について
- 9 茨木市介護保険条例の一部改正について
- 10 茨木市国民健康保険条例の一部改正について
- 11 茨木市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 12 茨木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 13 茨木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 14 茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 15 茨木市学童保育室条例の一部改正について
- 16 茨木市土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について
- 17 茨木市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について
- 18 茨木市空家等の適切な管理に関する条例の制定について
- 19 茨木市建築基準法施行条例の一部改正について
- 20 茨木市手数料条例及び茨木市消防関係手数料条例の一部改正について

- 21 茨木市送迎用バスターミナルの利用分担金徴収条例の一部改正について
- 22 茨木市営住宅条例の一部改正について
- 23 茨木市都市公園条例の一部改正について
- 24 茨木市立コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 25 金融機関の指定について
- 26 平成 29 年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第 4 号）
- 27 平成 29 年度大阪府茨木市財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 28 平成 29 年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 29 平成 29 年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 30 平成 29 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 31 平成 29 年度大阪府茨木市下水道等事業会計補正予算（第 1 号）
- 32 平成 29 年度大阪府茨木市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 33 平成 30 年度大阪府茨木市一般会計予算
- 34 平成 30 年度大阪府茨木市財産区特別会計予算
- 35 平成 30 年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計予算
- 36 平成 30 年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 37 平成 30 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計予算
- 38 平成 30 年度大阪府茨木市下水道等事業会計予算
- 39 平成 30 年度大阪府茨木市水道事業会計予算

議案第 4 号	茨木市教育委員会委員任命につき同意を求めることについて
<p>○ 現委員</p>	<p>たけうち ゆきこ 武内 由紀子</p> <p>○ 任 期 平成30年3月31日任期満了 初就任 平成22年4月1日就任 2期目（任期4年）</p> <p>○ 選任予定者</p>
議案第 5 号	茨木市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正について
<p>○ 非常勤職員の職の追加及び廃止並びに報酬額の改定に伴う所要の改正</p> <p>・ 主な改正内容</p> <p>①新たに追加する非常勤職員の職及び報酬額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査会の委員等 <ul style="list-style-type: none"> ア 障害者差別解消支援協議会委員 日額 9,000 円 ・ 非常勤嘱託員等 <ul style="list-style-type: none"> イ 再開発支援相談員 日額 13,950 円 ウ 福祉医療審査医 月額 25,900 円 エ 小規模保育施設医 月額 14,000 円 オ 助産師 月額 271,500 円 <p>②廃止する非常勤職員の職</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常勤嘱託員等 <ul style="list-style-type: none"> カ 史料管理事務 <p>③非常勤嘱託員の報酬額の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常勤嘱託員等（日額の者）の報酬額を 100 円・200 円増額（一部職種除く） ・ 非常勤嘱託員等（月額の者）の報酬額を 400 円・900 円・1,200 円増額（一部職種除く） <p>・ 施 行 日 ①ア 平成30年8月1日 ①イ～③ 平成30年4月1日</p>	

議案第 6 号	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
<p>○ 特別職報酬等審議会の答申に基づく特別職の給与について所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ①市長、副市長及び水道事業管理者の給料月額を約 7. 0 %減額 ②教育長、常勤の監査委員及び固定資産評価員の給料月額を約 4. 0 %減額 ・ 施行日 平成 3 0 年 4 月 1 日 	
議案第 7 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
<p>○ 特定任期付職員、任期付職員の給料及び臨時職員の賃金の改定に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ①特定任期付職員及び任期付職員の給料月額を 1, 5 0 0 円増額 ②臨時職員の賃金（時間額）を増額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務 : 950 円 → 960 円 ・ 学童保育指導員 : 1, 090 円 → 1, 100 円 ・ 保育士 : 1, 300 円 → 1, 310 円 等 ・ 施行日 平成 3 0 年 4 月 1 日 	
議案第 8 号	茨木市職員退職手当条例等の一部改正について
<p>○ 国の制度に準じた退職手当の改正を行うことに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <p>退職手当の算定に係る調整率を国家公務員に準じて引き下げる。 （現行）1 0 0 分の 8 7 → （改正後）1 0 0 分の 8 3. 7</p> ・ 施行日 平成 3 0 年 4 月 1 日 	

議案第 9 号	茨木市個人情報保護条例及び茨木市情報公開条例の一部改正について
<p>○ 個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ①個人情報の範囲に「個人識別符号」が含まれることを規定し、定義を明確化 (個人識別符号) <ul style="list-style-type: none"> ・ 指紋データや顔認識データのような個人の身体的特徴をコンピュータ用に変換した文字や番号等の符号 ・ 旅券番号や運転免許証番号のような個人に割当てられた文字や番号等の符号 ②思想・信条等、収集制限がある中でこれまでから事業者にも慎重な取り扱いを求めている情報を「要配慮個人情報」として規定 ・ 施行日 平成30年4月1日 	
議案第 10 号	茨木市立コミュニティセンター条例等の一部改正について
<p>○ コミュニティセンター、市民プール、忍頂寺スポーツ公園における事業の明確化等に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な改正内容 <p>施設が行う事業及び指定管理者が行う業務を明確にするため、次の内容を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ①コミュニティセンター <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の供与に関すること ・ その他設置目的を達成するために必要な事業 ②市民プール <ul style="list-style-type: none"> ・ 水泳等の指導 ・ 水泳等のための施設供与 ・ その他設置目的を達成するために必要な事業 ③忍頂寺スポーツ公園 <ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ・レクリエーション活動及び宿泊研修等のための施設供与 ・ その他設置目的を達成するために必要な事業 ・ 施行日 公布の日 	

- 障害を理由とする差別をなくすとともに、障害のある人もない人も互いの人権や尊厳を大切に支え合う「共に生きるまち茨木」を実現するため条例を制定
- ・ 目的
誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりの推進について、基本理念を定め、市・市民・市民活動団体・事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、「共に生きるまち茨木」の実現に寄与することを目的とする
 - ・ 制定内容
 - ①基本理念
 - ②市・市民・市民活動団体・事業者の責務
 - ア 市の責務
「共に生きるまち茨木」を実現するために必要な施策を講じる
 - イ 市民・市民活動団体・事業者の責務
「共に生きるまち茨木」の実現に取り組むよう努める
 - ③啓発活動
 - ④差別の禁止
市・事業者は、障害を理由とする不当な差別的取扱いにより、障害のある人の権利利益を侵害すること及び必要かつ合理的な配慮の不提供を禁止する
 - ⑤相談及び対応
 - ⑥あっせん、勧告及び公表
 - ⑦障害者差別解消支援協議会
 - ⑧言語としての手話に対する理解
市は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び普及を図るものとし、市民・市民活動団体・事業者は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を深めるものとする
 - ⑨多様な意思疎通手段の確保
 - ⑩誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり
 - ・ 施行日
 - ①～⑤、⑧～⑩ 平成30年4月1日
 - ⑦ 平成30年8月1日
 - ⑥ 平成31年8月1日

○ 介護保険事業計画の見直しに伴う所要の改正

・ 主な改正内容

介護給付費等の将来推計に基づき、平成30年度から3年間の保険料を改定

【保険料基準額（月額）：4,940円 → 5,300円】

【現 行（年額）】

【改 定 後（年額）】

(保険料段階) (保険料)

(保険料段階) (保険料)

第1段階	26,676円	→	第1段階	28,620円…	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円以下の者
第2段階	41,496円	→	第2段階	44,520円…	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせて120万円以下の者
第3段階	44,460円	→	第3段階	47,700円…	世帯全員が市民税非課税で、第1・第2段階以外の者
第4段階	53,352円	→	第4段階	57,240円…	本人が市民税非課税（世帯内に課税者がいる場合）で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円以下の者
第5段階	59,280円	→	第5段階	63,600円…	本人が市民税非課税（世帯内に課税者がいる場合）で、第4段階以外の者
第6段階	71,136円	→	第6段階	73,140円…	市民税課税で合計所得金額が年額120万円未満の者
第7段階	74,100円	↘	第7段階	79,500円…	年額120万～190万円未満の者
第8段階	77,064円	→	第8段階	85,860円…	年額190万～200万円未満の者
第9段階	82,992円	→	第9段階	95,400円…	年額200万～290万円未満の者
第10段階	88,920円	→	第10段階	101,760円…	年額290万～300万円未満の者
第11段階	97,812円	↘	第11段階	104,940円…	年額300万～400万円未満の者
第12段階	106,704円	→	第12段階	114,480円…	年額400万～600万円未満の者
第13段階	109,668円	→	第13段階	120,840円…	年額600万～1,000万円未満の者
第14段階	118,560円	→	第14段階	133,560円…	年額1,000万円以上の者

・ 施行日 平成30年4月1日

○ 国民健康保険法等の改正に伴う所要の改正

・ 主な改正内容

①国民健康保険制度が都道府県単位化されることに伴い、保険料等に係る規定を改正

- ・ 保険料算定に関する取扱いの変更
- ・ 保険料賦課総額に大阪府から割り当てられる事業費納付金を位置付け、それを基に保険料を算定するよう変更
- ・ 保険料賦課割合（均等割〔被保険者〕と平等割〔世帯〕の割合）を変更
- ・ 保険料の激変緩和措置

平成30年4月1日からの6年間については、府・市の財政措置により、激変緩和として府で算定した標準保険料率に段階的に合わせていく料率設定とする

②前納報奨金制度の廃止に伴う規定の削除

③負担の公正性確保に向けた賦課限度額の改正

保険料基礎賦課限度額の引上げ

- ・ 限度額（現行）54万円→（改正後）58万円

④低所得者に係る保険料軽減の改正

低所得者に対する保険料2割軽減及び5割軽減の対象世帯を拡大

ア 2割軽減の基準額算出に係る所得基準額（現行）49万円→（改正後）50万円

イ 5割軽減の基準額算出に係る所得基準額（現行）27万円→（改正後）27.5万円

- ・ 施行日 平成30年4月1日

○高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴う所要の改正

・ 改正内容

国民健康保険制度において住所地特例を受けている被保険者が、後期高齢者医療制度に加入した場合も引続き住所地特例を適用する旨を規定

- ・ 施行日 平成30年4月1日

議案第 15 号	茨木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
<p>○ 指定介護予防支援事業の人員及び運営等に関する基準を定める厚生労働省令の見直しに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ①指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）は、利用者又はその家族に対して、利用者が入院する際に、医療機関に対して支援を担当する保健師等の氏名と連絡先を伝えるよう依頼しなければならない旨を規定 ②指定介護予防支援の提供を開始する際、利用者は複数のサービス事業者等の紹介を求めることができる旨を規定 ③障害福祉サービスの利用者が介護保険サービスを利用する場合等、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）は指定特定相談支援事業者との連携に努めなければならない旨を規定 ・ 施行日 平成30年4月1日 	
議案第 16 号	茨木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
<p>○ 介護保険法の改正により指定居宅介護支援事業者の指定等を市町村が実施することに伴う条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な制定内容 <ul style="list-style-type: none"> 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める ①基本方針 <ul style="list-style-type: none"> 利用者が可能な限り住み慣れた居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮 ②人員に関する基準 <ul style="list-style-type: none"> 従業員数及び管理者等 ③運営に関する基準 <ul style="list-style-type: none"> 記録の整備（居宅介護支援の完結日から<u>5年間</u>保存） <li style="text-align: center;">【市独自基準】※国基準：2年間 ・ 施行日 平成30年4月1日 	

議案第 17 号	茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
<p>○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 特定教育・保育の取扱方針を定める規定で引用している法律の項ずれを改正 ・ 施行日 平成30年4月1日 	
議案第 18 号	茨木市学童保育室条例の一部改正について 21 頁参照
<p>○ 学童保育室利用料について利用者負担の適正化を図ることに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国が示す放課後児童健全育成事業の利用者負担の考え方を踏まえ、利用料を改定する ・ 利用料月額について、「市町村民税が均等割のみ課税の世帯」及び「市町村民税が課税の世帯」の区分を細分化し各区分の利用料を規定 ・ 施行日 平成30年9月1日 	
議案第 19 号	茨木市土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について
<p>○ 土地改良法の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 分担金の特例を定める規定で引用している法律の条項ずれを改正 ・ 施行日 公布の日 	

議案第 20 号	茨木市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について
<p>○ 生産緑地法の改正に伴い、生産緑地地区の区域規模を規定することに伴う条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制定内容 生産緑地地区の区域の規模に関する条件を300平方メートル以上とすることを規定 ・ 施行日 公布の日 	
議案第 21 号	茨木市空家等の適切な管理に関する条例の制定について 22 頁参照
<p>○ 特定空家等に対する措置の手續等を規定することに伴う条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な制定内容 <ul style="list-style-type: none"> ①特定空家等の判断及び措置する場合において、空家等対策協議会に意見を聴くことができる旨を規定 ②法の規定による勧告をする場合、所有者等に意見を述べる機会を与える旨を規定 ③応急措置として、特定空家等の倒壊等により、道路、公園等において人の生命・身体・財産に危害が及ぶことを回避するため緊急の必要があると認められる場合、必要な措置を講じることができる旨を規定 ・ 施行日 平成30年4月1日 	
議案第 22 号	茨木市建築基準法施行条例の一部改正について
<p>○ 建築基準法の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ①認定等の申請に係る手数料を定める規定等で引用している法律の条項ずれを改正 ②手数料の納付区分について、文言を整理 ・ 施行日 ①平成30年4月1日 ②公布の日 	

議案第 23 号	茨木市手数料条例及び茨木市消防関係手数料条例の一部改正について
<p>○ 新たな手数料の追加等に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ① 国土調査法に基づき認証を受けた地籍調査の成果に係る証明を行う際の手数を新たに規定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地籍調査の成果に関する証明手数料：1筆 500円 ② 土壌汚染対策法の改正に伴い、汚染土壌処理業の譲渡等の承認申請に係る手数料を新たに規定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査：1件 93,200円 ③ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、砂利の採取計画の認可申請等に係る手数料を改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 砂利採取計画認可申請手数料：1件 37,700円 → 1件 33,900円 ④ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、液化石油ガスの充てん設備の所在地、構造等の変更の許可申請に係る手数料を改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査手数料：1台 19,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額 → 1台 17,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額 ・ 施行日 <ul style="list-style-type: none"> ① 公布の日 ②～④ 平成30年4月1日 	
議案第 24 号	茨木市送迎用バスターミナルの利用分担金徴収条例の一部改正について 23 頁参照
<p>○ 茨木松ヶ本線の整備工事完了によりバスターミナルの位置を変更することに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な改正内容 <ul style="list-style-type: none"> 松ヶ本町バスターミナルの位置を「茨木市松ヶ本町8番3」から「茨木市松ヶ本町8番2」に改正 ・ 施行日 公布の日 	

議案第 25 号	茨木市営住宅条例の一部改正について
<p>○ 公営住宅法の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な改正内容 収入申告等が困難な認知症患者等の入居者の申告義務を緩和し、申告しなくてもよい旨等を規定 ・ 施行日 公布の日 	
議案第 26 号	茨木市都市公園条例の一部改正について
<p>○ 都市公園法施行令等の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ①都市公園内に設ける運動施設の敷地面積の割合を50%以下とする旨を規定 ②工作物等を保管した場合の公示等に関する規定を追加 ・ 施行日 公布の日 	
議案第 27 号	茨木市立コミュニティセンターの指定管理者の指定について
<p>○ 施設の名称 茨木市立山手台コミュニティセンター</p> <p>○ 指定管理者 茨木市山手台三丁目32番2号 茨木市山手台街づくり協議会</p> <p>○ 指定の期間 平成30年4月1日から3年間</p>	

議案第 28 号	金融機関の指定について																																																																																																																																					
<p>○ 本市の公金の収納及び支払事務を取り扱う金融機関の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度 株式会社 三菱東京UFJ銀行 (平成30年4月1日、株式会社 三菱UFJ銀行に行名変更) ・平成31年度 株式会社 りそな銀行 																																																																																																																																						
議案第 29 号	平成 29 年度大阪府茨木市一般会計補正予算 (第 4 号)																																																																																																																																					
<p>○ 補正額 △848,395 千円 (補正後 88,670,287 千円 - 補正前 89,518,682 千円)</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(歳入)</th> <th style="text-align: right;"></th> <th style="text-align: left;">(歳出)</th> <th style="text-align: right;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・市税</td> <td style="text-align: right;">△120,000 千円</td> <td>・人件費</td> <td style="text-align: right;">△116,767 千円</td> </tr> <tr> <td>・地方譲与税</td> <td style="text-align: right;">20,000 千円</td> <td>・物件費</td> <td style="text-align: right;">△308,130 千円</td> </tr> <tr> <td>・利子割交付金</td> <td style="text-align: right;">50,000 千円</td> <td>・扶助費</td> <td style="text-align: right;">△310,615 千円</td> </tr> <tr> <td>・配当割交付金</td> <td style="text-align: right;">90,000 千円</td> <td>・補助費等</td> <td style="text-align: right;">△28,734 千円</td> </tr> <tr> <td>・株式等譲渡所得割交付金</td> <td style="text-align: right;">180,000 千円</td> <td>・投資的経費</td> <td style="text-align: right;">26,234 千円</td> </tr> <tr> <td>・地方消費税交付金</td> <td style="text-align: right;">40,000 千円</td> <td>・その他の経費</td> <td style="text-align: right;">△110,383 千円</td> </tr> <tr> <td>・自動車取得税交付金</td> <td style="text-align: right;">40,000 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・分担金及び負担金</td> <td style="text-align: right;">△2,424 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・使用料及び手数料</td> <td style="text-align: right;">28,396 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・国庫支出金</td> <td style="text-align: right;">△606,373 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・府支出金</td> <td style="text-align: right;">△59,679 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・財産収入</td> <td style="text-align: right;">116,195 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・寄附金</td> <td style="text-align: right;">17,321 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・繰入金</td> <td style="text-align: right;">△7,794 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・繰越金</td> <td style="text-align: right;">254,512 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・諸収入</td> <td style="text-align: right;">60,551 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・市債</td> <td style="text-align: right;">△949,100 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">・継続費補正</td> </tr> <tr> <td>(変更) 道路新設・改良事業 (単独分)</td> <td style="text-align: right;">△985 千円</td> <td>年割額変更</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(変更) (仮称) JR総持寺駅周辺整備事業 (その2)</td> <td style="text-align: right;">△31,544 千円</td> <td>年割額変更</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(変更) 橋梁新設改良事業 (あけぼの橋)</td> <td style="text-align: right;">21,000 千円</td> <td>年割額変更</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">・繰越明許費補正</td> </tr> <tr> <td>(追加) 道路新設・改良事業 (単独分) (安元地区内線)</td> <td style="text-align: right;">63,055 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加) 市街地新生課管理事務事業 (阪急茨木市駅西口駅前周辺整備基本計画策定業務)</td> <td style="text-align: right;">22,970 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加) 市街地新生課管理事務事業 (JR茨木駅西口駅前周辺整備基本計画策定業務)</td> <td style="text-align: right;">14,879 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加) 児童遊園整備事業 (安元児童遊園)</td> <td style="text-align: right;">29,750 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加) 小学校営繕事業 (特別教室エアコン設置)</td> <td style="text-align: right;">452,400 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加) 小学校営繕事業 (エレベーター設置)</td> <td style="text-align: right;">227,000 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加) 小学校営繕事業 (外壁・屋上防水改修)</td> <td style="text-align: right;">132,000 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加) 中学校営繕事業 (外壁・屋上防水改修)</td> <td style="text-align: right;">120,000 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">・債務負担行為補正</td> </tr> <tr> <td>(変更) コミュニティセンター指定管理料</td> <td style="text-align: right;">174,000 千円 → 186,000 千円</td> <td>限度額変更</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			(歳入)		(歳出)		・市税	△120,000 千円	・人件費	△116,767 千円	・地方譲与税	20,000 千円	・物件費	△308,130 千円	・利子割交付金	50,000 千円	・扶助費	△310,615 千円	・配当割交付金	90,000 千円	・補助費等	△28,734 千円	・株式等譲渡所得割交付金	180,000 千円	・投資的経費	26,234 千円	・地方消費税交付金	40,000 千円	・その他の経費	△110,383 千円	・自動車取得税交付金	40,000 千円			・分担金及び負担金	△2,424 千円			・使用料及び手数料	28,396 千円			・国庫支出金	△606,373 千円			・府支出金	△59,679 千円			・財産収入	116,195 千円			・寄附金	17,321 千円			・繰入金	△7,794 千円			・繰越金	254,512 千円			・諸収入	60,551 千円			・市債	△949,100 千円			・継続費補正				(変更) 道路新設・改良事業 (単独分)	△985 千円	年割額変更		(変更) (仮称) JR総持寺駅周辺整備事業 (その2)	△31,544 千円	年割額変更		(変更) 橋梁新設改良事業 (あけぼの橋)	21,000 千円	年割額変更		・繰越明許費補正				(追加) 道路新設・改良事業 (単独分) (安元地区内線)	63,055 千円			(追加) 市街地新生課管理事務事業 (阪急茨木市駅西口駅前周辺整備基本計画策定業務)	22,970 千円			(追加) 市街地新生課管理事務事業 (JR茨木駅西口駅前周辺整備基本計画策定業務)	14,879 千円			(追加) 児童遊園整備事業 (安元児童遊園)	29,750 千円			(追加) 小学校営繕事業 (特別教室エアコン設置)	452,400 千円			(追加) 小学校営繕事業 (エレベーター設置)	227,000 千円			(追加) 小学校営繕事業 (外壁・屋上防水改修)	132,000 千円			(追加) 中学校営繕事業 (外壁・屋上防水改修)	120,000 千円			・債務負担行為補正				(変更) コミュニティセンター指定管理料	174,000 千円 → 186,000 千円	限度額変更	
(歳入)		(歳出)																																																																																																																																				
・市税	△120,000 千円	・人件費	△116,767 千円																																																																																																																																			
・地方譲与税	20,000 千円	・物件費	△308,130 千円																																																																																																																																			
・利子割交付金	50,000 千円	・扶助費	△310,615 千円																																																																																																																																			
・配当割交付金	90,000 千円	・補助費等	△28,734 千円																																																																																																																																			
・株式等譲渡所得割交付金	180,000 千円	・投資的経費	26,234 千円																																																																																																																																			
・地方消費税交付金	40,000 千円	・その他の経費	△110,383 千円																																																																																																																																			
・自動車取得税交付金	40,000 千円																																																																																																																																					
・分担金及び負担金	△2,424 千円																																																																																																																																					
・使用料及び手数料	28,396 千円																																																																																																																																					
・国庫支出金	△606,373 千円																																																																																																																																					
・府支出金	△59,679 千円																																																																																																																																					
・財産収入	116,195 千円																																																																																																																																					
・寄附金	17,321 千円																																																																																																																																					
・繰入金	△7,794 千円																																																																																																																																					
・繰越金	254,512 千円																																																																																																																																					
・諸収入	60,551 千円																																																																																																																																					
・市債	△949,100 千円																																																																																																																																					
・継続費補正																																																																																																																																						
(変更) 道路新設・改良事業 (単独分)	△985 千円	年割額変更																																																																																																																																				
(変更) (仮称) JR総持寺駅周辺整備事業 (その2)	△31,544 千円	年割額変更																																																																																																																																				
(変更) 橋梁新設改良事業 (あけぼの橋)	21,000 千円	年割額変更																																																																																																																																				
・繰越明許費補正																																																																																																																																						
(追加) 道路新設・改良事業 (単独分) (安元地区内線)	63,055 千円																																																																																																																																					
(追加) 市街地新生課管理事務事業 (阪急茨木市駅西口駅前周辺整備基本計画策定業務)	22,970 千円																																																																																																																																					
(追加) 市街地新生課管理事務事業 (JR茨木駅西口駅前周辺整備基本計画策定業務)	14,879 千円																																																																																																																																					
(追加) 児童遊園整備事業 (安元児童遊園)	29,750 千円																																																																																																																																					
(追加) 小学校営繕事業 (特別教室エアコン設置)	452,400 千円																																																																																																																																					
(追加) 小学校営繕事業 (エレベーター設置)	227,000 千円																																																																																																																																					
(追加) 小学校営繕事業 (外壁・屋上防水改修)	132,000 千円																																																																																																																																					
(追加) 中学校営繕事業 (外壁・屋上防水改修)	120,000 千円																																																																																																																																					
・債務負担行為補正																																																																																																																																						
(変更) コミュニティセンター指定管理料	174,000 千円 → 186,000 千円	限度額変更																																																																																																																																				

議案第 30 号	平成 29 年度大阪府茨木市財産区特別会計補正予算 (第 1 号)		
○ 補正額 11,032 千円 (補正後 5,166,164 千円 - 補正前 5,155,132 千円)			
(歳入)		(歳出)	
・財産収入	11,032 千円	・諸支出金	8,826 千円
		・繰出金	2,206 千円
議案第 31 号	平成 29 年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)		
○ 補正額 77,451 千円 (補正後 34,736,785 千円 - 補正前 34,659,334 千円)			
(歳入)		(歳出)	
・国庫支出金	1,086 千円	・総務費	△8,017 千円
・療養給付費等交付金	△97,653 千円	・後期高齢者支援金等	△9,626 千円
・前期高齢者交付金	6,698 千円	・前期高齢者納付金等	△3,837 千円
・府支出金	701 千円	・介護納付金	△11,554 千円
・繰入金	△60,939 千円	・保健事業費	△3,824 千円
・繰越金	227,558 千円	・諸支出金	114,309 千円
議案第 32 号	平成 29 年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号)		
○ 補正額 67,972 千円 (補正後 3,734,197 千円 - 補正前 3,666,225 千円)			
(歳入)		(歳出)	
・後期高齢者医療保険料	79,925 千円	・総務費	△12,385 千円
・繰入金	△6,782 千円	・後期高齢者医療広域連合納付金	80,357 千円
・諸収入	△5,171 千円		
議案第 33 号	平成 29 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)		
○ 補正額 △539,781 千円 (補正後 17,703,210 千円 - 補正前 18,242,991 千円)			
(歳入)		(歳出)	
・介護保険料	△119,372 千円	・総務費	△5,381 千円
・国庫支出金	△195,849 千円	・要介護認定費	△7,844 千円
・支払基金交付金	△294,501 千円	・保険給付費	△791,664 千円
・府支出金	△133,009 千円	・地域支援事業費	△200,253 千円
・繰入金	△137,152 千円	・基金積立金	453,593 千円
・繰越金	340,214 千円	・諸支出金	11,768 千円
・諸収入	△112 千円		

議案第 34 号	平成 29 年度大阪府茨木市下水道等事業会計補正予算 (第 1 号)
<p>○ 収益的収支</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入 △216,225 千円 (補正後 7,285,989 千円－補正前 7,502,214 千円) ・ 支出 △13,758 千円 (補正後 6,395,733 千円－補正前 6,409,491 千円) <p>○ 資本的収支</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入 △150,182 千円 (補正後 2,806,059 千円－補正前 2,956,241 千円) ・ 支出 △251,891 千円 (補正後 5,214,401 千円－補正前 5,466,292 千円) 	
議案第 35 号	平成 29 年度大阪府茨木市水道事業会計補正予算 (第 1 号)
<p>○ 収益的収支</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入 △5,621 千円 (補正後 5,792,372 千円－補正前 5,797,993 千円) ・ 支出 △163,235 千円 (補正後 5,139,375 千円－補正前 5,302,610 千円) <p>○ 資本的収支</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入 0 千円 (補正後 1,277,489 千円－補正前 1,277,489 千円) ・ 支出 △217,000 千円 (補正後 3,658,469 千円－補正前 3,875,469 千円) 	
議案第 36 号	平成 30 年度大阪府茨木市一般会計予算
<p>○ 予算総額 86,850,000 千円 (対前年度比 2.3%減)</p> <p>平成 29 年度 (当初) 88,880,000 千円</p>	
議案第 37 号	平成 30 年度大阪府茨木市財産区特別会計予算
<p>○ 予算総額 5,077,271 千円 (対前年度比 1.5%減)</p> <p>平成 29 年度 (当初) 5,155,132 千円</p>	

議案第 38 号	平成 30 年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計予算
○ 予算総額 27,496,639 千円 (対前年度比 20.7%減) 平成 29 年度 (当初) 34,659,334 千円	
議案第 39 号	平成 30 年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計予算
○ 予算総額 3,809,963 千円 (対前年度比 3.9%増) 平成 29 年度 (当初) 3,666,225 千円	
議案第 40 号	平成 30 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計予算
○ 予算総額 17,980,606 千円 (対前年度比 1.4%減) 平成 29 年度 (当初) 18,242,991 千円	
議案第 41 号	平成 30 年度大阪府茨木市下水道等事業会計予算
○ 予算総額 11,762,218 千円 (対前年度比 1.0%減) 平成 29 年度 (当初) 11,875,783 千円	
議案第 42 号	平成 30 年度大阪府茨木市水道事業会計予算
○ 予算総額 8,636,320 千円 (対前年度比 5.9%減) 平成 29 年度 (当初) 9,178,079 千円	

障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例 概要

障害のある人を取りまく状況

- ・周囲の理解不足、偏見
- ・障害への配慮が十分でない仕組み、慣習等の社会的障壁（バリア）が存在



生きづらさ、差別を感じる状況もある

誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを進めていくには

- ・一人ひとりの違いを認め合う
- ・障害の特性や社会的障壁を取り除く必要性に対する理解を深める
- ・様々な場において障害の特性に応じた適切な配慮に努める必要がある



第3章 情報の取得、意思疎通

【第1節 言語としての手話に対する理解】

- ・手話に対する理解の促進等
- ・学校における手話に対する理解の促進等

【第2節 多様な意思疎通手段の確保】

- ・多様な意思疎通手段の普及等
- ・手話等を学ぶ機会の提供
- ・意思疎通を支援する者の養成
- ・障害の特性に配慮した情報の発信等
- ・市民及び市民活動団体、事業者の理解等

障害を理由とする差別をなくすとともに、

障害のある人もない人も互いの人権や尊厳を大切にし、支え合う「共に生きるまち茨木」を実現するため、

条例を制定

第1章 総則

【目的】

誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりの推進について、基本理念を定め、市、市民及び市民活動団体並びに事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、「共に生きるまち茨木」の実現を目指す

【基本理念】

- (1) 障害に対する理解を深め、社会的障壁の除去のための環境整備が図られること
- (2) 障害のある人の言語その他の意思疎通のための選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること
- (3) 障害のある人が社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を確保されること
- (4) 障害のある人もない人もつながり、支え合い、障害のある人の自立及び社会参加が促進され、障害のある人の福祉の向上に関する施策の連携が図られること
- (5) 障害を理由とする差別を身近な課題と捉え、建設的な対話を通じて互いの立場を理解し、必要かつ合理的な配慮の提供が図られること

【市の責務】

【市民及び市民活動団体並びに事業者の責務】

第2章 障害を理由とする差別の解消

【差別の禁止】

- ・市及び事業者は、障害を理由とする不当な差別的取扱いにより障害のある人の権利利益を侵害してはならない
- ・市及び事業者は、必要かつ合理的な配慮の不提供をしてはならない

	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供
行政機関	法的義務	法的義務
民間事業者	法的義務	条例上の義務

【相談・解決の仕組み】

・相談及び対応、当事者及び関係者の協力

- ・あつせん
解決が見込めないときは、市長に対し、あつせんの申立てをすることが出来るものとします
- ・勧告
市長は、あつせん案に従わない場合等は、勧告をすることが出来るものとします
- ・公表
市長は、勧告を受けた者が従わないときは、その旨を公表することが出来るものとします

障害者差別解消支援協議会

条例に基づく機能 (あつせんの助言や実施など)

法律に基づく機能 (相談事例の共有、啓発など)

第4章 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり

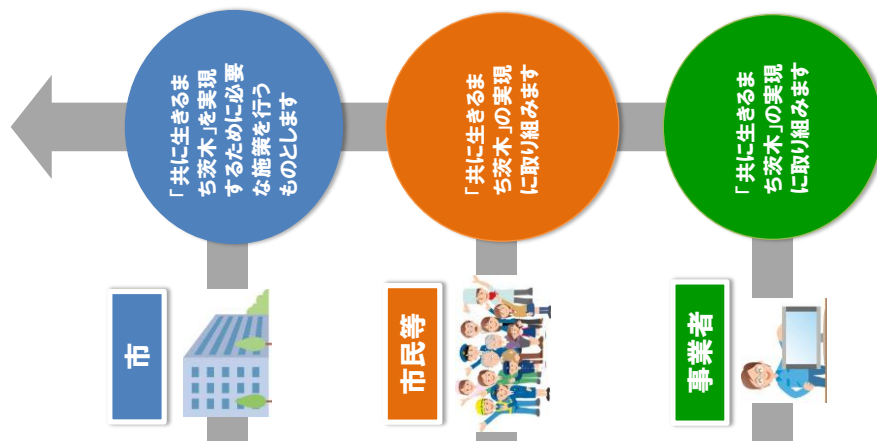
- ・交流の機会の充実
- ・包括的な教育の実施
- ・雇用の促進及び就労の支援等
- ・バリアフリー化等の促進
- ・移動手段の確保
- ・災害時等の支援
- ・地域におけるつながり等
- ・社会参加の促進 など

附則

【施行期日：平成30年4月1日】

障害者差別解消支援協議会の規定は平成30年8月1日から、あつせん、勧告、公表の規定は平成31年8月1日から施行します

「共に生きるまち茨木」の実現



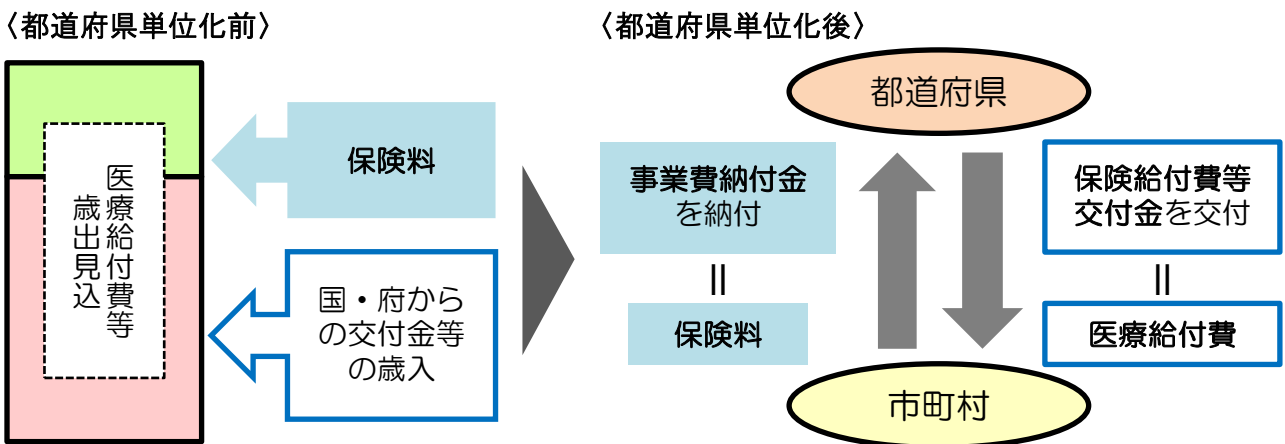
国民健康保険制度の都道府県単位化に伴う改正

制度の安定的、持続的な運営を目的として、平成30年4月から国民健康保険制度が都道府県単位化されるに伴い、茨木市国民健康保険条例について所要の改正を行う。

1 保険料の取扱の変更

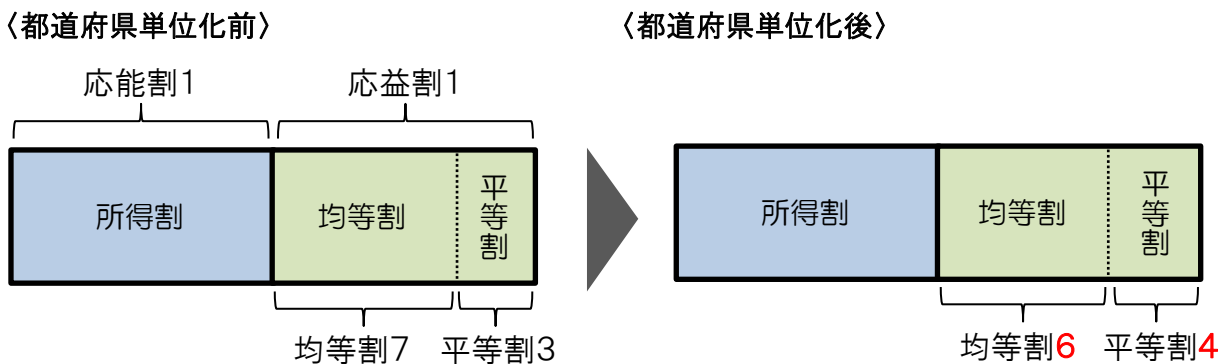
国民健康保険料の歳入について、現在、市の国民健康保険事業特別会計における医療給付費等の歳出見込額から国、府からの交付金や市の一般会計からの繰入金の歳入を差引いた額について、保険料率の算定を行っている。

都道府県単位化後、保険給付費の歳出については、府から割り当てられる事業費納付金に対し保険料率の算定を行うよう変更される。



2 保険料賦課割合の変更

保険料率算定時の賦課割合について、都道府県ごとに設定されるよう変更され、大阪府では運営方針により、応益割における均等割と平等割の割合を多人数世帯に配慮して、6：4とすることとされた。



〈保険料賦課割合の区分〉

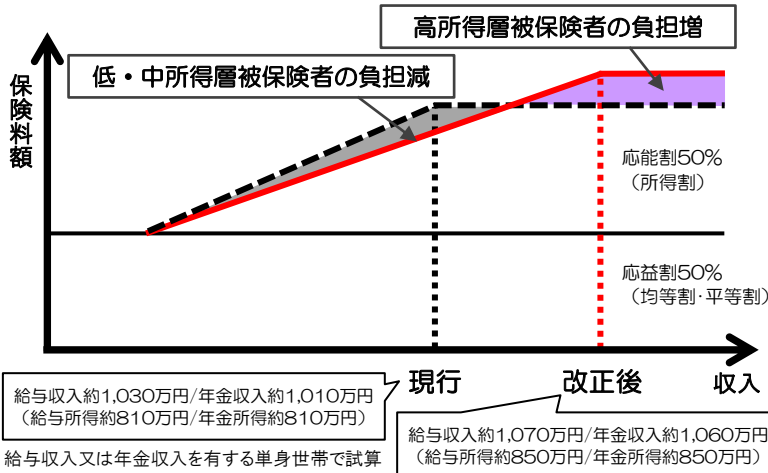
応能割	所得割	世帯中の被保険者の所得に応じて計算
応益割	均等割	世帯中の被保険者の人数に応じて計算
	平等割	一世帯ごとに計算

均等割の割合を減らすことで多人数世帯の負担を軽減

国民健康保険料の賦課限度額の引上げ

医療保険の保険料に係る国民負担の公平性確保のため、国民健康保険料の賦課限度額について、被用者保険におけるルールとのバランスを考慮し、当面は超過世帯割合が1.5%に近付くように段階的に賦課限度額を引き上げる。
 (被用者保険では、最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が1.0%~1.5%となるよう法定)

➡ 賦課限度額の引上げにより、高所得層の負担を重くし、低・中間所得層の負担を軽減



改正内容 (世帯割合は厚労省の見込み)

		現行	見直し	差ポイント
医療分	金額	54万円	58万円	4万円
	限度超過世帯割合	2.69%	2.36%	▲0.33
支援金分	金額	19万円	19万円	±0
	限度超過世帯割合	2.05%	2.05%	0.00
介護分	金額	16万円	16万円	±0
	限度超過世帯割合	2.35%	2.35%	0.00
合計	金額	89万円	93万円	4万円
	限度超過世帯割合	2.09%	1.93%	▲0.16

平成27年度国民健康保険実態調査に基づき30年度状況を推計

平成29年度賦課限度額では、医療分における限度超過世帯割合が突出していたが、今回の引き上げにより、介護分と同程度となった。

本市における限度額超過世帯状況

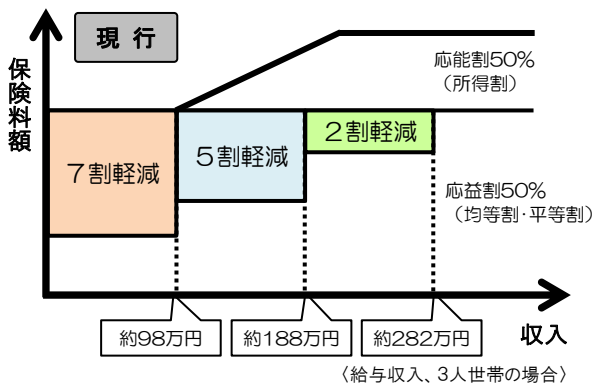
平成30年度(仮算定)			比較 (ポイント)	平成29年度(本算定)		
対象世帯数	限度額超過世帯数	割合		対象世帯数	限度額超過世帯数	割合
36,857	934	2.53%	▲0.43	36,857	1,092	2.96%

<参考> 前回改訂 (平成28年度)

- ・医療分 : 52万円 → 54万円(+2万円)
- ・支援金分 : 17万円 → 19万円(+2万円)
- ・介護分 : 16万円 → 16万円(据置)

国民健康保険料の低所得者の保険料軽減措置の拡充

低所得者に対する保険料の軽減措置について、経済動向等を踏まえた見直しを行い、軽減措置を拡充することで低所得層の負担を軽減



① 2割軽減の拡大 : 軽減対象となる所得基準額の引上げ

〈現行〉基準額: 33万円 + 49万円 × 被保険者数
 (例 給与収入 約282万円、3人世帯)

〈改正後〉基準額: 33万円 + 50万円 × 被保険者数
 (例 給与収入 約287万円、3人世帯)

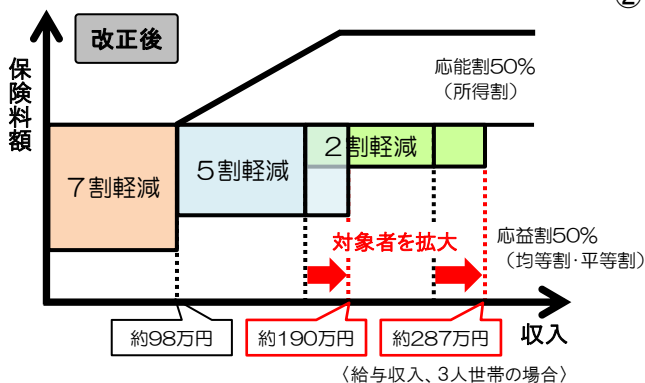
※本市対象見込 4,655世帯 → 4,799世帯 (+144世帯)

② 5割軽減の拡大 : 軽減対象となる所得基準額の引上げ

〈現行〉基準額: 33万円 + 27万円 × 被保険者数
 (例 給与収入 約188万円、3人世帯)

〈改正後〉基準額: 33万円 + 27.5万円 × 被保険者数
 (例 給与収入 約190万円、3人世帯)

※本市対象見込 4,939世帯 → 5,013世帯 (+74世帯)



学童保育室利用料の改正について

平成26年度に示された「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を踏まえ、3カ年で学童保育室の分割・改修、人員の配置等の質の向上に取り組んできた。

平成28年度までの整備等が予定どおり完了したことから、平成29年度、学童保育室の利用者負担について、国の考え方（利用者負担は運営に係る総事業費の1/2とする）を踏まえ検討を行ってきた結果、今後も安心して子育てができる環境を継続するにあたり、学童保育室利用料を次のとおり改定する。

なお、利用料の算定にあたっては、保育所等の利用者負担額の考え方と同様に、1/4部分については市の負担とするとともに、現在の階層区分よりも細分化することにより、利用者の負担増の緩和を図る。

<現行>

各月初日の入室児童の属する世帯の階層区分		利 用 料 (児童1人あたりの月額：円)			
階層区分	定 義	月曜日から金曜日までの利用		月曜日から土曜日までの利用	
		1人目	2人目以上	1人目	2人目以上
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0	0	0
B	A階層を除き、右欄の区分に該当する世帯	0	0	0	0
C	当該年度分の市町村民税が均等割のみ課税の世帯	2,500	1,500	3,000	2,000
D	A階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税が課税の世帯	5,000	2,500	6,000	3,000

<改正案>

各月初日の入室児童の属する世帯の階層区分		利 用 料 (児童1人あたりの月額：円)			
階層区分	定 義	月曜日から金曜日までの利用		月曜日から土曜日までの利用	
		1人目	2人目以上	1人目	2人目以上
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0	0	0
B	当該年度分の市町村民税が非課税の世帯	0	0	0	0
C	B階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割額が48,600円未満の世帯	5,000	2,500	6,000	3,000
D	A階層を除き、右欄の区分に該当する世帯	6,000	3,000	7,200	3,600
E	当該年度分の市町村民税所得割額が57,700円以上97,000円未満の世帯	7,000	3,500	8,400	4,200
F	当該年度分の市町村民税所得割額が97,000円以上の世帯	8,000	4,000	9,600	4,800

空家等の適切な管理に関する条例の制定について

1 制定理由

空家等からの住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、活用のための対応を図るために定められた「空家等対策の推進に関する特別措置法」をふまえ、勧告前の手続きや応急措置等、必要な事項を条例で定めることにより、本市に所在する空家等の適切な管理を促進し、もって市民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図る。

2 主な内容

○空家等対策協議会への意見聴取（第7条）

特定空家等の判断及び措置をする場合において、空家等対策協議会に意見を聴くことができる。（※1）

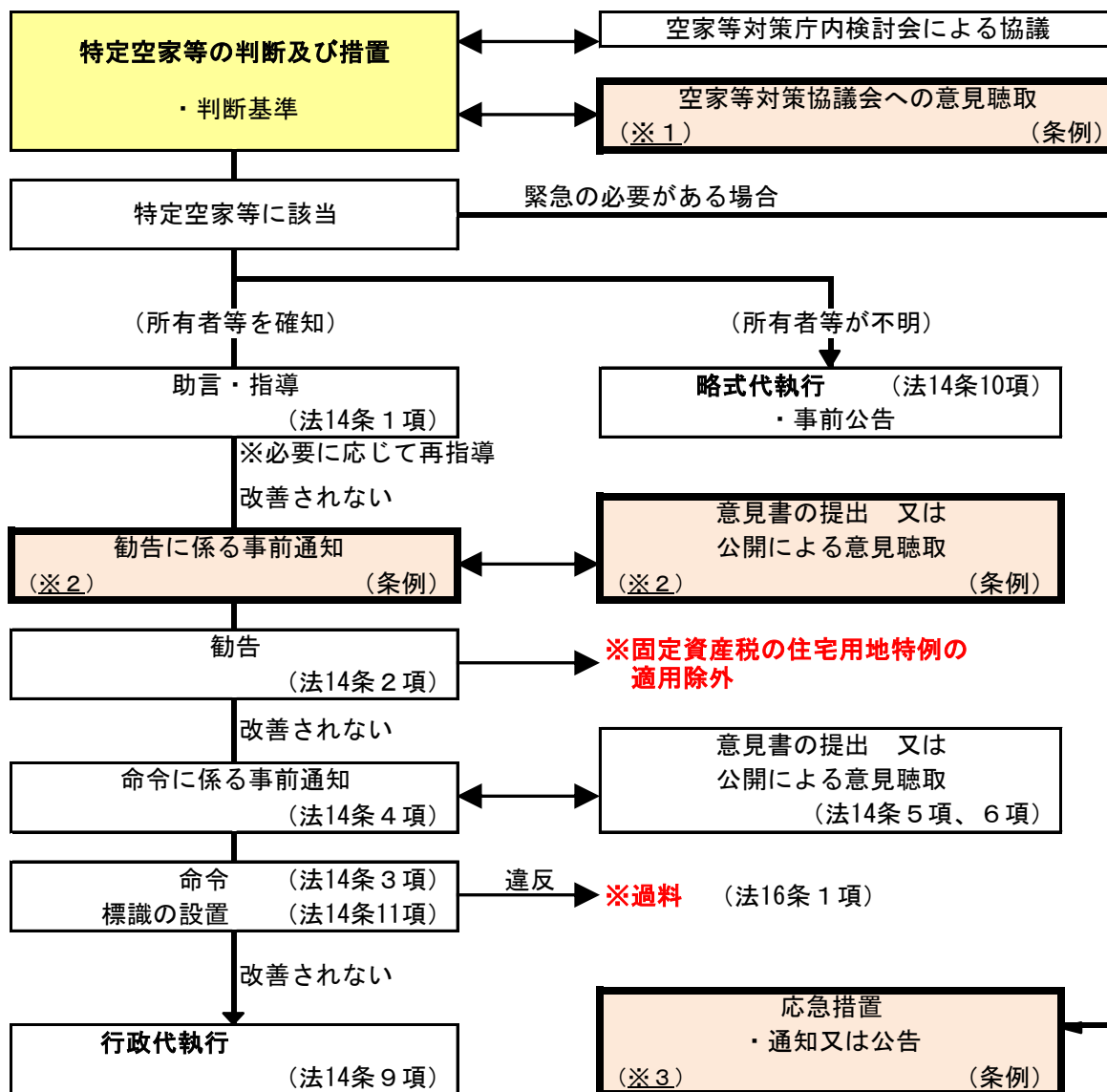
○勧告に関する意見聴取等（第8条）

特定空家等と判断され法第14条第2項の規定による「勧告」の措置を受けると、固定資産税の住宅用地特例の適用除外になることから、勧告前に通知し、特定空家等の所有者等に意見を述べる機会を与える。（※2）

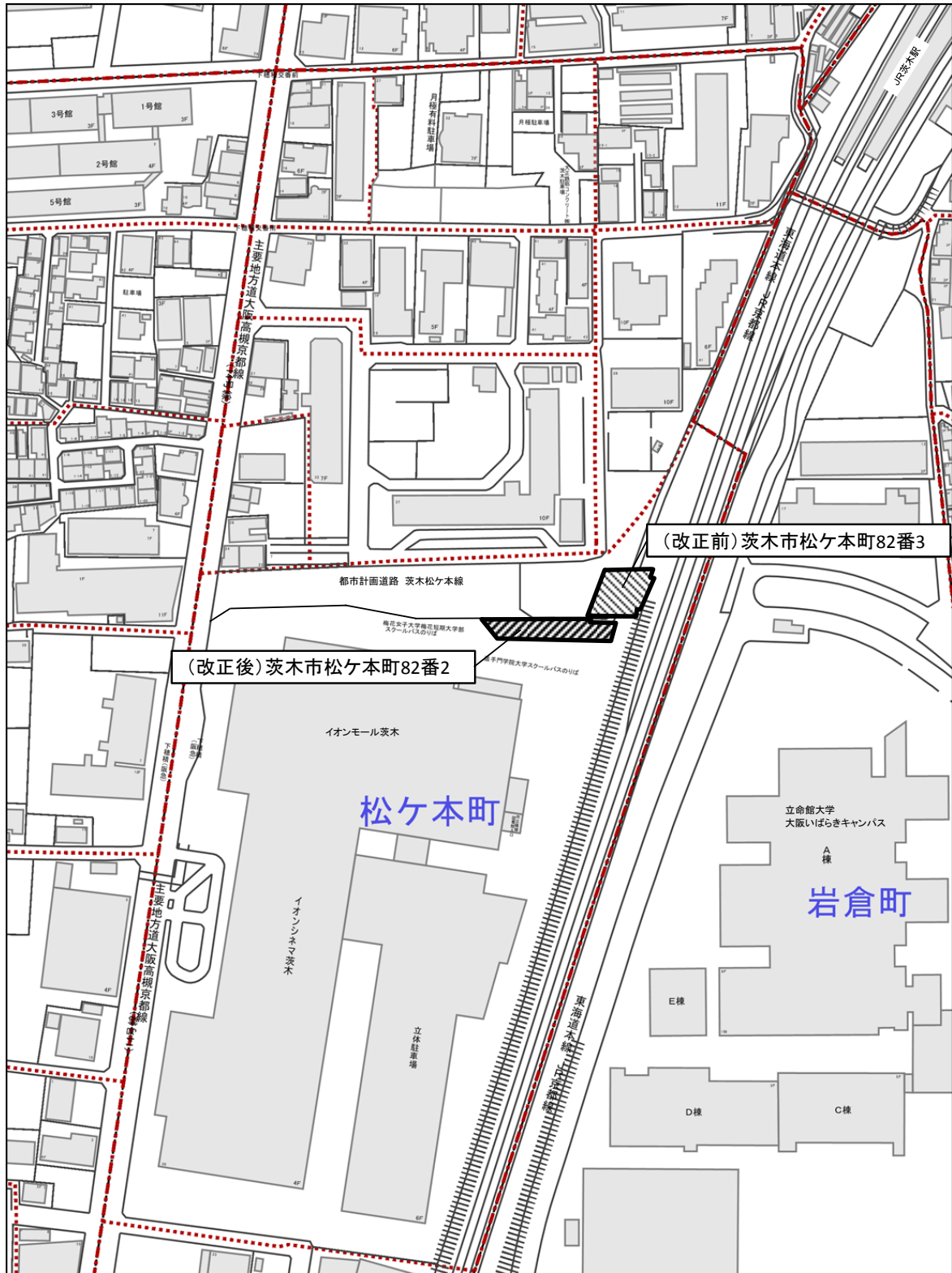
○応急措置（第9条）

特定空家等の倒壊等により、公共の場所において人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを回避するために緊急の必要があると認めるときは、その危害を回避するために必要な措置を講ずることができる。（※3）

3 特定空家等に対する措置フロー



茨木市松ヶ本町バスターミナル位置図



平成29年度一般会計補正予算(第4号)総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	予算額	左の内訳		備考
		特定財源	一般財源	
1 市 税	△ 120,000		△ 120,000	補正後予算額 45,740,000 (法人市民税 △94,430、市たばこ税 △51,815、 個人市民税 △33,798、固定資産税 62,557)
2 地方譲与税	20,000		20,000	
3 利子割交付金	50,000		50,000	
4 配当割交付金	90,000		90,000	
5 株式等譲渡所得 割交付金	180,000		180,000	
6 地方消費税金 交付金	40,000		40,000	
8 自動車取得税金 交付金	40,000		40,000	
12 及び負担金 及び負担金	△ 2,424	△ 2,424		老人保護措置費負担金 △2,270 バスターミナル利用分担金 △154
13 使用料 及び手数料	28,396	△ 25,495	53,891	道路占用料 47,512 廃棄物処分手数料 △11,477 学童保育利用料 △6,765
14 国庫支出金	△ 606,373	△ 737,204	130,831	社会資本整備総合交付金 △624,496 生活保護費等負担金 △218,839 学校施設環境改善交付金 110,516
15 府支出金	△ 59,679	△ 59,679		安心子ども基金特別対策事業費補助金 △59,346 子ども・子育て支援整備交付金 △38,217 施設型給付費負担金 27,459
16 財産収入	116,195	△ 123	116,318	不動産売払収入 115,850 物品売払収入 468
17 寄附金	17,321	△ 30	17,351	一般寄附金 17,351 緑化基金寄附金 △30
18 繰入金	△ 7,794	△ 10,000	2,206	福祉事業推進基金繰入金 △10,000 財産区特別会計繰入金 2,206
19 繰越金	254,512		254,512	純繰越金 254,512
20 諸収入	60,551	△ 133,009	193,560	下水道等事業会計返還金 111,791 競艇事業収入 43,586 ダム関連道路整備負担金 △64,539
21 市債	△ 949,100	△ 949,100		道路新設改良債 △507,500 市営住宅整備債 △258,100 校舎整備債(小) 465,200
補正額 A	△ 848,395	△ 1,917,064	1,068,669	
補正前の予算額 B	89,518,682	32,773,109	56,745,573	
補正後の予算額 A + B	88,670,287	30,856,045	57,814,242	

平成29年度一般会計補正予算(第4号)総括表

(歳出)

(単位：千円)

款	予算額	消費的経費				投資的経費	その他の経費
		人件費	物件費	扶助費	補助費等		
1 議会費	△ 4,738	△ 3,438	△ 865		△ 435		
2 総務費	34,688	△ 46,898	△ 83,953		△ 9,729	△ 24,732	200,000
3 民生費	△ 674,328	△ 15,832	△ 75,054	△ 297,818	69,810	△ 150,561	△ 204,873
4 衛生費	△ 86,118	△ 11,306	△ 70,700		△ 1,112	△ 3,000	
5 労働費	△ 4,400		△ 597		△ 3,803		
6 農林水産業費	△ 26,869	△ 644	△ 397		△ 7,785	△ 18,013	△ 30
7 商工費	△ 53,968	△ 928	△ 93		△ 52,947		
8 土木費	△ 723,302	△ 5,473	△ 33,130		△ 15,935	△ 668,764	
9 消防費	△ 12,520	△ 7,167	△ 1,646		△ 596	△ 3,111	
10 教育費	808,640	△ 25,081	△ 41,695	△ 12,797	△ 6,202	894,415	
12 公債費	△ 7,572						△ 7,572
13 諸支出金	△ 97,908						△ 97,908
補正額 A	△ 848,395	△ 116,767	△ 308,130	△ 310,615	△ 28,734	26,234	△ 110,383
補正前の予算額 B	89,518,682	14,758,679	16,645,301	26,640,047	7,396,346	8,412,694	15,665,615
補正後の予算額 A + B	88,670,287	14,641,912	16,337,171	26,329,432	7,367,612	8,438,928	15,555,232

平成29年度3月補正予算の内容について

1 基本方針

国の補正予算や純繰越金を活用し、小学校の特別教室へのエアコン設置やエレベーター設置等を行うとともに、事業完了に伴う精算等により生じる財源を活用して保育・障害者（児）に係る給付費等の年度末までに不足する経費への対応を図る。

また、将来の財政負担を考慮し、基金の積立てや市債発行の抑制を行う。

なお、事業費の確定等に伴う継続費補正や年度内に完了しない事業について繰越明許費を設定するとともに、コミュニティセンター指定管理料に係る債務負担行為の限度額を補正する。

2 主な内容

(1) 国の補助金を活用する事業

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
教育環境の充実		931,400	676,816	254,584
小学校特別教室のエアコン設置 [繰越明許費] 【施設課】	小学校における快適な学習環境を整備するため、特別教室（理科室、家庭科室、図工室、第二音楽室）にエアコンを設置する。（16校） 工事、備品 【財源：学校施設環境改善交付金(国)、市債】	452,400	323,484	128,916
小学校のエレベーター設置 [繰越明許費] 【施設課】	小学校の教育環境の充実を図るため、エレベーターを設置する。 工事（庄栄小、畑田小、西小） 【財源：学校施設環境改善交付金(国)、市債】	227,000	155,160	71,840
小中学校の外壁改修及び屋上防水改修 [繰越明許費] 【施設課】	小中学校施設について、大規模改造工事（外壁改修・屋上防水）を行う。 工事（玉櫛小、郡小、天王中） 【財源：学校施設環境改善交付金(国)、市債】	252,000	198,172	53,828

(2) 年度末までに不足する経費への対応

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
保育給付		53,272	39,954	13,318
施設型給付費負担金の追加 【保育幼稚園事業課】	公定価格（運営費）の増額等に伴い、施設型給付費負担金を追加する。 【財源：施設型給付費負担金(国)、同(府)】	53,272	39,954	13,318

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
障害者（児）給付		130,606	87,199	43,407
障害者介護給付費・訓練等給付費の追加 【障害福祉課】	生活介護や就労支援等の障害福祉サービス事業の利用者の増加に伴い、介護給付費・訓練等給付費を追加する。 【財源：障害者介護給付費等負担金(国)、同(府)】	51,224	27,243	23,981
障害児通所給付費等の追加 【子育て支援課】	放課後等デイサービス等の利用者及び利用回数の増加に伴い、障害児通所給付費等を追加する。 【財源：障害児施設措置費負担金(国)、同(府)】	79,382	59,956	19,426
子ども・若者支援		742		742
子ども・若者自立サポート事業委託料の追加 【こども政策課】	子ども・若者自立サポート事業の利用件数の増加に伴い、委託料を追加する。	742		742
保健医療		2,503		2,503
特定不妊治療費助成金の追加 【保健医療課】	申請件数の増加に伴い、特定不妊治療費助成金を追加する。	2,503		2,503

(3) 将来に向けた財政健全化の取組み

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
基金の充実		340,000		340,000
文化施設建設基金等の積立 【文化振興課、財産活用課】	将来の財政負担等に備え、特定目的基金への積立を行う。 ・文化施設建設基金 : 200,000 ・公共施設等総合管理基金 : 140,000	340,000		340,000

(4) 継続費、繰越明許費、債務負担行為の補正

(単位:千円)

事業	内容等	事業費
継続費		△ 11,529
道路新設・改良事業(単独分) 【道路交通課】	契約確定に伴い総額及び年割額を変更する。 【期間】平成28年度～平成29年度 補正前 133,000 【年割額】 (H28) 53,200 (H29) 79,800 補正後 132,015 【年割額】 (H28) 53,200 (H29) 78,815	△ 985
(仮称) JR総持寺駅周辺整備事業(その2) 【道路交通課】	契約確定に伴い総額及び年割額を変更する。 【期間】平成28年度～平成29年度 補正前 727,500 【年割額】 (H28) 300,000 (H29) 427,500 補正後 695,956 【年割額】 (H28) 300,000 (H29) 395,956	△ 31,544
橋梁新設改良事業(あけぼの橋) 【道路交通課】	施工方法の変更等に伴い総額及び年割額を変更する。 【期間】平成29年度～平成30年度 補正前 120,000 【年割額】 (H29) 48,000 (H30) 72,000 補正後 141,000 【年割額】 (H29) 43,400 (H30) 97,600	21,000
繰越明許費		1,062,054
道路新設・改良事業(単独分)(安元地区内線) 【道路交通課】	関係者との調整に不測の時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	63,055
市街地新生課管理事務事業(阪急茨木市駅西口駅前周辺整備基本計画策定業務) 【市街地新生課】	関係機関との調整に不測の時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	22,970
市街地新生課管理事務事業(JR茨木駅西口駅前周辺整備基本計画策定業務) 【市街地新生課】	関係権利者との調整に不測の時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	14,879
児童遊園整備事業(安元児童遊園) 【公園緑地課】	関係機関との調整に不測の時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	29,750
小学校営繕事業(特別教室エアコン設置) 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	452,400

(単位:千円)

事業	内容等	事業費
繰越明許費		
小学校営繕事業 (エレベーター設置) 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	227,000
小学校営繕事業 (外壁・屋上防水改修) 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	132,000
中学校営繕事業 (外壁・屋上防水改修) 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	120,000
債務負担行為		12,000
コミュニティセンター指定管理料 【市民協働推進課】	山手台コミュニティセンターの指定管理者の指定にあたり、平成29年度一般会計補正予算第3号で設定した指定管理料を補正する。 [期間] 平成30年度から平成32年度まで [限度額] 174,000千円 ⇒ 186,000千円 《補正額》12,000千円	12,000

(5) 特別会計等

(単位:千円)

事業	内容等	事業費
特別会計等		△ 1,029,210
財産区特別会計 (補正第1号) 【財産活用課】	大字生保財産区所有地の売払等に伴う財産区交付金など。 [歳入] 財産収入 11,032 [歳出] 諸支出金 8,826 繰入金 2,206	11,032
国民健康保険事業 特別会計 (補正第1号) 【保険年金課】	過年度の国庫支出金の精算に伴う償還金の増など [歳入] 国庫支出金 1,086 療養給付費等交付金 △97,653 前期高齢者交付金 6,698 府支出金 701 繰入金 △60,939 繰越金 227,558 [歳出] 総務費 △8,017 後期高齢者支援金等 △9,626 前期高齢者納付金等 △3,837 介護納付金 △11,554 保健事業費 △3,824 諸支出金 114,309	77,451
後期高齢者医療 事業特別会計 (補正第1号) 【保険年金課】	保険料の増に伴う広域連合納付金の増など [歳入] 後期高齢者医療保険料 79,925 繰入金 △6,782 諸収入 △5,171 [歳出] 総務費 △12,385 後期高齢者医療広域連合納付金 80,357	67,972
介護保険事業 特別会計 (補正第1号) 【介護保険課】	地域密着型介護サービス等が当初見込みを下回ったことに伴う保険給付費の減など [歳入] 介護保険料 △119,372 国庫支出金 △195,849 支払基金交付金 △294,501 府支出金 △133,009 繰入金 △137,152 繰越金 340,214 諸収入 △112 [歳出] 総務費 △5,381 要介護認定費 △7,844 保険給付費 △791,664 地域支援事業費 △200,253 基金積立金 453,593 諸支出金 11,768	△ 539,781
下水道等事業会計 (補正第1号) 【下水道総務課、下水道施設課】	【収益的収支】 基準外繰入金の減、流域下水道負担金の減など (収入) △216,225 (支出) △13,758 【資本的収支】 工事費の減など (収入) △150,182 (支出) △251,891	△ 265,649
水道事業会計 (補正第1号) 【水道総務課】	【収益的収支】 長期前受金戻入の減や固定資産除却費の減など (収入) △5,621 (支出) △163,235 【資本的収支】 拡張事業費・設備改良費の減など (収入) 0 (支出) △217,000	△ 380,235